

令和6年3月

## 生活保護法による指定介護機関の指定申請等について

石川県健康福祉部厚生政策課  
保護グループ

生活保護の担当をしております県厚生政策課保護グループの中村と申します。

初めに、この度の震災に際し、日頃より皆様から様々なご支援、ご協力を賜り感謝申し上げます。

また、被災された方々について、心よりお見舞い申し上げます。

私からは、生活保護法指定介護機関の指定申請等につきまして、また、生活保護受給者の方に介護サービスを提供する際の留意事項についてご説明させていただきます。

現在、生活保護受給者の利用がない事業所の方もおられるかと思いますが、今後、利用される可能性もありますので参考のためお聞きいただければと思います。

それでは、上に「生活保護法による指定介護機関の指定申請等について」と記載のある資料をご覧ください。まず、

### 1.生活保護法指定介護機関の指定申請についてご説明します。

生活保護を受給されている方へ介護サービスを提供する際には、事前に生活保護法指定介護機関の指定を受ける必要がございます。

事前に当該指定を受けずに、生活保護を受給されている方へ介護サービスを提供した場合、国民健康保険団体連合会からの介護サービスの報酬（公費負担分）が得られないため、必ず介護サービスの提供前に指定申請を行うようお願いいたします。

**指定申請が必要なサービスは、**

**平成26年6月30日以前に介護保険法による指定を受けていたサービスです。**

下の※に「病院、薬局等では一部例外があります。」と記載がありますが、病院、診療所、薬局の事業所の方にはみなし指定に係る注意事項があります。後ほど別添[参考1](#)をご覧ください。

また、平成26年7月1日以降に、新たに介護保険法による指定を受けた事業所は、介護保険法による指定を受けた時点から、生活保護法による指定を受けたものとみなされますので、生活保護法による指定申請を行う必要はありません。

次に、**指定の申請に係る留意事項**についてです。

- 1 新規に生活保護受給者を受け入れたり、生活保護受給者に提供する介護サービスの内容を変更したりする際は、必ず事前に所管の福祉事務所に連絡し、事業所が生

活保護法による指定を受けているかを確認していただき、指定を受けていない場合は、速やかに申請を行ってください。

- ② 提供する介護サービスの種類ごとに指定が必要となっております。これは一度の申請で複数のサービスの指定申請が可能です。

次の③～⑤につきましては、申請書を記載いただくときの基本的な注意事項となりますので、後ほどご確認ください。

次のページに移ります。

続いて、申請等の手続きについてです。

以下のとおり、事業所の所在地により、申請手続き(申請書等の提出先や様式)が異なりますのでご注意ください。

○申請書等の提出先は、

事業所の所在地が

金沢市 にある場合は、金沢市社会福祉事務所(生活支援課) に。

金沢市以外 にある場合は、県厚生政策課 保護グループ にご提出ください。

また、

○申請書等の入手方法についてですが、

事業所の所在地が

金沢市 にある場合は、金沢市社会福祉事務所(076-220-2292)にお問い合わせください。

金沢市以外 にある場合は、石川県ホームページから各種様式をダウンロードしてください。

[金沢市のホームページ]

<https://www4.city.kanazawa.lg.jp/soshikikarasagasu/seikatsushienka/gyomuannai/3/2/9354.html>

[県厚生政策課のホームページ]

<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/kousei/index.html>

(各種様式データのダウンロード手順は参考2参照、様式は参考3～参考5参照)

続きまして、

2. 生活保護法指定介護機関の廃止・変更等についてご説明させていただきます。

まず、廃止等の届出が必要な事業所は、

平成26年6月30日以前に介護保険法による指定を受けた事業所です。

※ 平成26年7月1日以降に、新たに介護保険法による指定を受けた事業所は生活保護法による廃止届等は不要です。

そして、変更等の届出が必要な事業所は、介護保険法による指定を受けた時期にかかわらず、全ての事業所です。変更の届出については、指定申請や廃止届等と取扱いが異なりますのでご

注意ください。

次のページに移ります。

**変更届等の提出について**のお願いです。

変更届が提出されないと指定内容の変更が福祉事務所に周知されないため、誤った情報が記載された介護券が交付されることになります。誤った介護券は介護報酬請求の根拠とはならず、介護報酬の請求を行うことができません。

**事業所、開設者・事業者の名称及び所在地等に変更があった場合は、忘れずに変更届を提出して下さい。**

次に、（最後に）

【介護サービスの提供に係る留意事項】について、

(1)1つ目は、**障害者総合支援法等の活用**についてです。

**生活保護法は、他法他施策を優先して活用することが原則とされています。**

介護保険法による被保険者につきましては、まず、介護保険法制度を活用し、利用者負担の1割分が生活保護制度による介護扶助で賄われます。

障害者手帳又は自立支援医療や難病の受給者証明書を所持している方につきましては、**障害者総合支援法による給付の対象となる可能性がありますので、ヘルパーやデイサービス、福祉用具の利用等、障害サービスが適切に活用されているか適宜確認をお願いいたします。**

(2)2つ目は、**本人支払額**についてです。

年金等の収入に応じて介護扶助費の一部を本人負担額とする場合があります。

**福祉事務所から発券された介護券に本人支払額がある場合は、その額を本人から徴収してください。**

(3)3つ目は、**介護保険施設の個室等の利用**についてです。

生活保護受給者の個室等の利用については、居住費の利用者負担分について、生活保護費で対応しなくても入所が可能な場合等、**国通知に定めのある「利用を認める場合」に該当する場合には限られます。**「利用を認める場合」については、資料の後ろに添付しております**参考6**をご確認ください。

ただし、令和6年能登半島地震により事業所が福祉避難所として開設された場合は取り扱いが異なりますのでご注意ください。詳細については**参考7**をご確認ください。

最後に、参考資料について確認させていただきます。

次のページ右上に参考1とありますのは、病院等における介護保険法と生活保護法の指定の取扱いの比較や、県内福祉事務所の一覧を載せておりますのでご活用ください。

次のページ、参考2とありますのは、県厚生政策課のホームページから申請書等各種様式をダウンロードする手順を載せております。

さらに次のページから、参考3-1～参考5、両面印刷で計4枚となりますが、こちらは県ホームページからダウンロードいただける、申請書等の各種様式となっております。

次のページ、参考6とありますのは、先ほども申し上げましたが、介護保険施設の個室等の利用に係る取扱いについての厚生労働省通知の抜粋を、

また、次のページ、参考7では令和6年能登半島地震により福祉避難所として開設された介護保険施設等の使用料等の取扱いについて説明がありますのでご確認ください。

最後に、参考8では、生活保護法指定介護機関に守っていただきたい事項について記載しておりますので後ほどご確認ください。

説明は以上となります。ありがとうございました。